2022 年 4 月 10 日開催　法律実務基礎 民事

最優秀答案

回答者　SH　35 点

第１　設問１

１．小問（１）

保証契約に基づく保証債務履行請求権

２．小問（２）

Yは，Xに対して200万円を支払え

３．小問（３）

⑴①保証契約を締結した

⑵②書面

⑶③９日，Aは，Xに対して，本件貸付金債権を売った

４．小問（４）

確定判決に基づいて，Yは任意に支払わず，かつ，甲市役所に給与債権を有しているが，それ以外，めぼしい財産がないので確定判決に基づいて，Yの甲市役所の給与債権について債権執行（民事執行法43条以下）をすることにより，満足を得るべきである。そのためには，債務名義（確定判決（同法22条１項１号））に執行文の付与（同法26条１項）を受け，執行裁判所に差押命令の申立て（同法143条）をする必要がある。

そして，差し押えるべき債権は，Ｙの甲市役所に対する給与債権であるので，Ｙの生活保障の観点から，かかる債権の４分の１についてのみ差押えが認められその範囲で，債権の満足が得られる（同法152条１項２号）。

第２　設問２

１．小問（１）

⑴①ＹのほかにＢの父がAB間の金銭消費貸借契約の連帯保証人となると認識していた。

⑵②表示

⑶③取り消す

２．小問（２）

Bは，乙絵画を所有していた

３．小問（３）

⑴①必要

⑵②代物弁済契約は，「その弁済者が，当該他の給付をしたときは，弁済と同一の効力を有する。」（民法482条）とされているので，BがAに対して，本件絵画を引き渡したことにより，弁済と同一の効力が生じることになるのでＢがＡに対して本件絵画を引き渡したことに係る事実を主張する必要がある。

第３　設問３

乙絵画の譲渡が，本件貸付金の貸金元金及び，遅延損害金（以下「本件貸付金等」という。）の弁済に代えてなされているのであれば，本件貸付金等は，乙絵画の譲渡により，消滅している。そうだとすれば，債権者は，借用証書を債務者に返却するのが通常であるし，債務者も借用証書の返却を求めるのが通常である。したがって，本問においても，本件借用証書が，Ｂに返却されている可能性が高いので，本件借用証書を探し出し，裁判所に提出することが考えられる。

第４　設問４

１．Aの供述及びＹの供述から，Ｂが乙絵画をＡに譲ったという事実は認定できる。

２．もっとも，その取得原因については，Aの供述によると，Ｂから200万円で買ったものだと主張されているのに対し，Ｙの供述によると，本件貸付金等の弁済に代えて代物弁済したものだと主張されており，食い違いがある。

３．そこで，私は，以下の理由から，Ｙの供述のとおり，乙絵画は本件貸付金等の代物弁済により，ＢからＡに譲渡されたものと考える。

（１）ＡはＢから200万円で，乙絵画を買ったと主張しているが，200万円は現金で支払ったので，通帳の履歴なども残っておらず，契約書も交わしていない。また，200万円の領収書も捨ててしまい，手元に無いとのことである。

まず，200万円もの大金を支払う買い物をする場合，売買契約書等の契約書を作成するのが後日の紛争防止のため社会通念上，一般的であると考えられる。そして，Ａは，Ｂに対して200万円の貸付をするときには本件借用証書を作成しているのであるから，同額の乙絵画の売買について，契約書を作成していないのは，不自然である。

また，領収書についても，上記と同様のことが言えるが，特に後日の紛争防止の要請が，強く働くので，Aの「不要なものと思い，領収書は捨てたのか無くしてしまったのか，今は手元にありません。」との供述も，不自然である。

以上のように，Aが乙絵画をBから200万円で買ったものだと立証できない以上，AB間の売買はなかったものと考える。

（２）また，乙絵画が，BがAから譲渡した当日たる令和５年３月１日に，BからYへの発信があり，両者の間で通話がなされており，Yの供述によれば，本件貸付金等を乙絵画で代物弁済したと聞いたとされている。

仮に，乙絵画をBがAに売却したのであるならば，BがYに電話をする必要がないのだとすれば，BがYに電話した理由は，代物弁済をしたという事実を知らせるためだと考えることが合理的である。

（３）以上のことから，Yの供述のとおり，乙絵画は，本件貸付金等の代物弁済によりBからAに譲渡されたものと考える。

以　上